

令和 6 年 第 6 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録										
開催年月日		令和6年6月24日（月）								
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室								
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分			議 長	進 藤 貴 一			
		閉 会	午前 10時15分			議 長	進 藤 貴 一			
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農 業 委 員				推 進 委 員					
	席次番号	氏 名		出欠	席次番号	氏 名		出欠		
	1	関 山 功 一		出席	1	齋 藤 光 則		出席		
	2	岡 安 広		出席	2	賀 嶋 功		出席		
	3	中 村 信 明		出席	4	渡 邊 明 子		出席		
	4	進 藤 貴 一		出席	5	小 林 一 夫		出席		
	5	町 田 一 二		出席	6	千 葉 佳 織		出席		
	6	八 木 澤 君 子		出席	7	安 野 和 好		出席		
	7	江 原 健 治		出席	8	清 水 清		出席		
	8	神 田 潔		出席	9	今 泉 志 江		出席		
	9	吉 田 敏 雄		出席						
	10	齋 藤 美佐夫		出席						
	11	大 山 峰 夫		出席						
	12	大 橋 進		出席						
	13	江 口 泰 夫		出席			出席者		22名	
	14	山 下 幸 一		出席			欠席者		0名	
議事参与制限 を受ける委員					会長からの 出席要請者		農政課			
事務局		事務局長	細井 勝己			主 幹	水野 慶之助			
		主 査	塩村 孝太郎			主 事	大原 康平			
		主 事	菊地 広基							
説明員		事務局長	細井 勝己			主 査	塩村 孝太郎			
		主 事	大原 康平			主 事	菊地 広基			
		主 事	石塚 麻衣							
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり			

審議事項

- (1) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (4) 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりましたので、ただ今から、令和6年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。 はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	現在の出席は農業委員14名、推進委員8名でございます。こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員14名であり定足数に達しておりますので、これから第6回総会を開会いたします。議事録署名委員に関山委員、岡安委員を指名いたします。
議長	まず初めに、事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	事前にお配りした総会の議案書及び地図資料が差替えとなります。誠に申し訳ございませんが、本日の審議はそちらを参照くださいますようお願い申し上げます。
<u>日程第1 議案第15号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第1 議案第15号 白岡市農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。 本案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	説明前に総会資料内容の修正報告あり（省略）
農政課	白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課から御説明いたします。
農政課	それでは、説明させていただきます。 本計画につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、5月7日（火）から5月10日（金）までの4日間で受付を実施いたしました。 内容につきましては、新規設定件数67件、筆数160筆、面積137,802㎡。再設定件数42件、筆数108筆、面積94,566㎡。合計件数109筆、合計筆数268筆、合計面積232,368㎡となっております。 計画の決定につきましては、慎重な審議をお願いいたします。 本日審議していただいた、農用地利用集積計画の始期について、利用権設定で行ったものについては令和6年7月7日から、中間管理事業を通す利用権設定については令和6年9月30日からとなります。 内容につきましては記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。

議長	説明が終了しました。農業委員及び推進委員の皆様におかれましては、農業委員会等に関する法律第２７条及び第２９条に基づき総会への出席をお願いしているところですが、本案には、委員に関する事項も含まれておりますことから、議事の公正を確保するため、新規設定番号２０及び再設定番号２０を除いて御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	借受者について、５ページの新規１３番、□□□□□□□□というのは、白岡では初めての事例なのでしょうか。
事務局	□□□□□□□□は、白岡で初めての事例になります。事務局としても初めての事例でございますが、□□□□□□□□は□□市で農業経営している会社ですので、□□市に農業経営の調査を依頼しました。□□市から農業経営の調査結果の回答がございまして、問題なしと認められましたので、事務局としても、現地において水稻が作付けされていますことから、許可する見込みと判断しております。
議長	他にどなたか御質問等ありますか。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案のうち、新規設定番号２０及び再設定番号２０を除く案件については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、新規設定番号２０及び再設定番号２０を除く案件については、原案のとおり決定します。
議長	続きまして、〇〇推進委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [〇〇推進委員、一時退室]
議長	新規設定番号２０について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案のうち、新規設定番号２０については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画として決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、当該新規設定番号２０については、原案のとおり決定します。〇〇推進委員は入室してください。 [〇〇推進委員、入室]

議長	続きまして、〇〇委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [〇〇委員、一時退室]
議長	再設定番号２０について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案のうち、再設定番号２０については、案のとおり白岡市農用地利用集積計画について決定することで、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、再設定番号２０については、原案のとおり決定します。〇〇委員は入室してください。 [〇〇委員、入室]

日程第２ 議案第１６号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について

議長	日程第２ 議案第１６号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第１６号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について、御説明いたします。今回案件は２件でございます。 総会資料の２６ページから２７ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、新規就農となりますが、譲受人と提出された営農計画書をもとに今後の農業経営に関する面談を行った結果、今後、耕作又は自己保全管理がされる見込みがあると判断いたしました。 農業従事者は２名で、従事日数は１５０日、農機具等については、耕運機、草刈り機、防除用噴霧器を所有しています。申請地では、野菜を作付けするとの計画となっております。 このことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 番号２につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は市外において４０．４３ａで、全て耕作又は自己保全管理がされております。 農業従事者は６名で、従業日数は３００日、農機具等については、草刈機、除草機、噴霧器、トラクター等を所有しています。申請地では、養鶏、野菜を作付けするとの計画となっております。 このことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たし

事務局	ていると考えます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号１－１、１－２、□□□字□□□△－△、△－△の３条申請について、６月１３日に現地確認を行いました。 現地案内図は１ページになります。 申請地は、譲受人の所有地に隣接しており、譲渡人より売買の申し出があったようです。また、申請地は、多少の雑草等はありませんが、特に違反等は見受けられませんでした。譲受人は元々農家ではありませんが、これから近隣の農家の人に野菜作り等を教わって農業をやるべく、農機具等も揃えておりました。 よって、申請通り許可相当とすることに問題はないと判断いたしました。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。
議長	続きまして、番号２の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。
委員	今回申請の１６号、番号２、□□□△△、△△、△△、△△－△、△△－△、△△－△、合計△、△△△㎡、３条申請について、６月１９日に現地を確認しましたところ、現在、申請地は農地として利用されており、譲受人も農機具等を使用しております。使用する農地はすべて耕作されております。また、譲受人に話を聞いたところ、白岡市以外の□□市にも農地を所有しており、全て耕作されているとのことでした。 については、今後も耕作されると判断しましたので、よろしくお願いいたします。現地案内図は２ページを御覧下さい。 以上で報告を終わります。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付面積等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
事務局	異議なしと認めます。よって、議案第１６号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第３ 議案第１７号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第３ 議案第１７号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達の意

議長

見についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。

事務局

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は3件でございます。

総会資料の28ページから35ページ目を御覧願います。

番号1につきましては、譲受人が、譲渡人から賃貸借契約を設定し、太陽光パネル設置工事に係る工事車両の進入路として一時転用するための申請です。

申請地の農地区分につきましては、農振農用地区域内農地で、通常、転用は不許可となりますが、申請に係る農地を一時的なように供するために行うもので、当該利用の目的を達成する上で必要と認められる場合は、農地法施行令の不許可の例外に該当するため、転用可能となります。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。

番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、地域の□□□□としての□□□□□□の移転地として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、救急患者をはじめ、近隣医療機関からの紹介入院も増加し、病床稼働率は平均して△△％から△△％と地域の□□□□□□として重要な役割を担っておりますが、患者の増加に伴い、建築物の狭小化や老朽化等により建て替えが検討されており、今後も様々な社会ニーズや救急患者等の受け入れ体制強化のため、立地に優れた申請地を選定し、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。

なお、申請地については現在、草が繁茂しておりますが、定期的な草刈等の対応をしており、直近では水が入っているため、作業が遅れている状況とのことです。そのため、違反等には該当するものではないため、審査に特段の影響はありませんが、雑草の管理については、事務局から指導をしてまいりたいと考えております。

番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から売買により所有権を移転し、自己用住宅として転用するための申請です。

譲渡人につきましては、現在、妻と2人で市外の賃貸アパートにて生活しておりますが、現住居は手狭となっており、将来的に子供が生まれた際のことを踏まえ、両親に子育てのサポートをしてもらうこと、将来的に高齢になっていく両親のサポートができることを考慮し、実家付近で条件の合う土地を選定し、自己用住宅を計画したことから、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われれます。

議長	説明が終了しました。これから番号 1 の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。
委員	第 17 号の 5 条申請につきまして、現地確認を行いましたので報告いたします。場所、面積、地目、転用等の内容については、事務局から詳細に説明がありましたので割愛します。 現地確認図 3 ページを御覧下さい。 当該地につきましては、□□、□□□から□□□□を抜けまして、□□□□□□、□□□□へ向かう途中にございます。□□□□□の前が入口となっております。 当該地につきましては現在、農地として利用されており、先行して工事等は行われておりません。また、違反等もございません。 今回の申請につきましては、この先にソーラーシステムが建設予定となっております。搬入路として一時転用がなされるところでございます。 このような現状から、違反、その他の要件に当てはまらないため、この件につきましては妥当かと思われませんが、皆様の慎重審議をお願いいたします。
議長	続きまして、番号 2 の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。
委員	農地法第 5 条、現地確認の報告について、今回申請の議案第 17 号の 2、□□□□□△△△△番地外 55 筆の 5 条申請について、6 月 22 日に現地を確認しました。総会資料の 28 ページ下段から 35 ページ途中までとなります。 △△、△△△㎡あります。 現地案内図は 4 ページです。 地図の情報は、左側に□□□□□、右側に□□□□があります。 申請地は 10ha 以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化、住宅地として発展する可能性が高い場所です。さらに申請地は、□、□□□から△△△m 以内であり、市街地化が著しい地域です。さらに申請地は、上下水道、ガス管等が埋設された道路の沿道にあり、なおかつ、□□、□□□、□□□、□□□□□□、□□□□□□□□、□□□□□□□等、2 つ以上が申請地から△△△m の範囲に存在し、市街化が著しい区域です。 なお、転用の理由は事務局の説明のとおりです。 また、申請地は現在、農地として使用されており、広範囲に草が繁茂しておりますが、砂利が敷かれたり、植物が荒れていたりとすることはありませんでした。 従いまして、この案件については、転用の理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断しました。皆様の御審議をお願いします。
議長	続きまして、番号 3 の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第 17 号、番号 3、□□□字□△△△－△、△△△㎡、□□□字□△△△－△、△△△㎡、5 条申請について、6 月 8 日に現地を確認いたしました。

委員 議長	現地案内図 5 ページを御覧下さい。 申請地は 10ha 以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化、住宅地として発展する可能性が高い場所です。さらに申請地は、□□□から△△△m以内であり、市街化が著しい区域です。さらに、□□□□□□□□、□□□□□□□□□□、□□□□□□□の 2 つが申請地から△△△mの範囲に存在し、市街化が著しい区域です。転用の理由等は、事務局の説明のとおりです。また、申請地は現在、農地として利用されており、違反等はされておりません。 従いまして、この案件については、転用理由や付近の状況から、転用はやむを得ないと判断しました。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。 報告が終了しました。農業委員の皆様におかれましては、農業委員会等に関する法律第 27 条に基づき、総会への出席をお願いしているところですが、本案には、農業委員に関する事項も含まれておりますことから、議事の公正を確保するため、番号 2 を除いて御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長 議長 議長 議長 委員 事務局	お諮りします。本案のうち、番号 2 を除く案件については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可総統の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり] 異議なしと認めます。よって本案のうち、番号 2 を除く案件については、原案のとおり決定します。 続きまして、〇〇委員におかれましては一時退室をお願いいたします。 [〇〇委員、一時退室] 番号 2 について御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 案内図 4 ページの中で、確認を 2 箇所したいです。4 ページに記載しているハンチングされた案内図ですが、下の部分にすみ切りがされていますが、これは将来的に道路が予定されているのか、また、白岡中学校の方にハンチングされていない長方形の白塗りの部分がありますが、これは市が所有している土地なのか、以上 2 点です。 道路として使用される予定となっております。また、左上の□□□□□の横にある土地につきましては、市が所有する土地ではなくて個人が所有している農地になりますが、こちらは今後、□□として転用される予定となっております。

委員	では、いずれ農地転用が出てくるということでしょうか。
事務局	そのとおりです。現在は契約の目途が立っておりませんが、将来的にこの部分は□□として転用される見込みとなっております。
議長	他にどなたかございませんか。
委員	□□の建設ということで、付近に信号機が付きましたが、現在の稼働状況に関して、道路の渋滞が起きています。これは市として、道路の渋滞緩和対策は何か考えているのか、転用とは内容が離れますが、確認しておきたいです。
事務局	詳細な内容までは事務局としても把握しきれていない部分もありますが、□□を囲うように道路が建設される予定、□□の左下、△△△△と書かれているあたりから、□□を囲うように道路が建設される予定となっております。□□□□をくぐるような形で、△△△△－△へ道路が接続され、△△△△－△から左方向、△△△△－△の方向に道路が建設される予定で、混雑緩和のため、□□を囲うように道路が建設される予定です。
議長	他にどなたかありますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
	お諮りします。本案のうち、番号２については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ、効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって本案のうち、番号２については、原案のとおり決定します。〇〇委員は入室してください。
	[〇〇委員、入室]
議長	日程第４ 議案第１８号 令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第１８号 令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、御説明いたします。別冊資料を御覧願います。 農業委員会等に関する法律第３７条で「農業委員会事務の実施状況を公表しなければならない」とされておりまして、公表する事項の１つとして様式が定められているため、審議をお願いするものでございます。 構成としましては、１ページ目が令和５年４月１日現在の農業委員会の状況となっております。２０２０年の農林業センサスを基に作成しております。

事務局	2 ページから 5 ページ目までは、最適化活動の実施状況となっております。農地の集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等の目標及び実績の結果となります。 7 ページ目は、事務の実施状況となっております。総会等の開催実績や農地法関係許可事務の実績となります。 事前に配布させていただいて、皆様には御確認いただいているところかと思いますが、御意見ございましたらよろしくお願いいたします。 なお、活動の点検・評価で報告する実績数値については、県の指示に従い集計し記載しており、県のチェック後、市のホームページで公開します。集計の考え方等に変更があり、報告する内容に大きな変更が生じる場合は再度報告させていただきます。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。 お諮りします。本案については、原案のとおり決定することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第 18 号については、原案のとおり決定します。
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から内容説明いたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分についてでございますが、今回報告は 2 件でございます。 総会資料は 38 ページ、現地案内図は 6 から 7 ページになります。 番号 1 及び 2 につきましては、住宅敷のための転用です。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について</u>	

議長	続きまして、協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを事務局から説明いたさせます。
事務局	協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございますが、今回報告は１件でございます。 総会資料の３９ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、令和６年５月４日に解約があったものです。 申請理由は、農地の一時転用申請を行うためです。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ その他について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項３ その他についてに移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	来月の農地パトロールの日程についてでございますが、７月９日、こちらが進藤会長と大山地区推進委員、７月２４日、大山委員、山下委員、日勝地区推進委員となっております。日程変更を行った場合につきましては、事務局まで御連絡いただければと思います。 農業委員会の活動記録の提出について、皆様ありがとうございました。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の総会資料配布時に返却させていただきますので、よろしくお願いいたします。 最後でございますが、来月の総会の日程についてでございます。７月２４日の水曜日、午前９時から予定しています。会場は本日と同じになります。議事録署名委員につきましては、関山委員、岡安委員の両委員は来月署名をいただければと思います。 簡単ですが、以上でございます。
事務局	内容説明が終了いたしました。全体を通して御意見・御質疑等ございませんか。
委員	議案１７号の際に一時退室したので、転用内容等に意見をしていませんが、資料の作り方についてお願いしたいです。口頭や資料の中で「□□□□□□□□」という説明がありましたが、□□□というのは、厚生労働省の基準がございまして、□□□□□□□□というのは、病床数が△△△以上あるはずなので、□□□ではありません。明確に基準がございまして、□□□と書かないで□□□□□□□□と書いたり、もしくは、□□と記載されていますが、この点についての見解はいかがでしょうか。
事務局	仰る通りだと思います。今後の資料作成の参考にさせていただければと思います。今回は□□□として、提出させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員	もう1点質問ですが、来月で農業委員として1年が経つので、自分のことを含めて見直しをする中で、過去の議事録を丁寧に見させていただきました。昨年7月の臨時総会の議事録で、議事の中で色々議題がございましたが、その中で会長の選出という項目がございまして、色々手順を踏んだと思いますが、結果的には選定委員が集まって、話し合いをして、会長を選出するという件があり、その時、私が報告者になったのですが、「私の報告があったように」という記載になっており、内容が一切記載されていないことを発見しまして、委員の発言の事実が記載されないというのは、議事録としていかななものか、ということについてお尋ねしたいです。
事務局	基本的に、総会で仰った言葉を議事録として記載するというわけではなく、ある程度、話の通りを分かりやすく整理させていただく場合はございます。ですので、若干の文言の変更はあると思いますが、それが今回の内容に該当しているかと言われれば、確認してみないと分からないところです。
委員	過去の議事録のコピーを持参してきましたが、その議事録には臨時議長が「現在14名であります、議事を再開いたします。それでは報告者は選考結果の報告をお願いします」という文言の次に、「報告者による報告」という文言で終わっています。これは、全員が居ない場所できちんと話し合いをして決定した内容で、要約をしてこの場で発表した内容ですけれども、一言も触れられていないのは、今の説明とはニュアンスが違います。要約してきちんと発言をした記憶がございます。これは、議事録署名委員も記憶があると思いますが、今の説明では納得が出来ないです。
事務局	この場で回答が出来ないので、案件を持ち帰らせていただいて、また改めて回答させていただきます。
委員	それに関連して、議事録については、会長が責任を以て議事録を作成するというのが規則にも書いてあると思いますが、少なくとも、令和5年の議事録、すべてを見たわけではありませんが、例えば、議長が「議事録署名委員は」という文言が書かれているわけですが、文言が抜けている回もありました。 また、私が確認しているのは、あくまでも白岡市のホームページ上で確認しているものですが、これは、事務局において縦覧しているものと完全に一致しているのか確認したいです。例えば、先程言ったように、議事録署名委員の文言がすっかり抜けていたり、インターネット上で見るとタブ名と資料の題名があるにも関わらず、タブ名は平成18年度と名称が一致していなかったり、あるいは、訳の分からない数字でPDFが作成されていたりしています。このあたりの統一性がどのようになっているのか知りたいです。 それから、令和5年12月の議事録ですが、これは完璧なワープロミスだと思われるのですが、出席者の名簿が古い情報の出席者のまま記載されているようです。このあたりも含めると、議事録の文字起こしは大変な作業かと思いますが、この状態はあまりにも無視できないと思います。可能であれば、先程の質問と含めて、来月の総会までに議事録の整理、一般市民に見られても間違いのないように、どうしたら良いのか説明できるよう、御報告いただければと思っています。

事務局	議事録につきましては、事務局でも精査させていただきたいところではありまして、〇〇委員が仰る通り、間違いのあるものは、事務局の作成誤りと思われるので、ケアレスミス無くしていくしかないと考えております。 また、縦覧用に供しているものとホームページに公表しているものは一緒なのか、ということについては、一緒のものになります。 それ以外の修正につきましては、事務局でも確認次第、修正していきたいと考えておりますが、PDFのタブのタイトルが違うことにつきましては、システム的な問題もありまして、直す方向で解決していきたいと思いますが、場合によっては、古いデータは直らない可能性があると思われます。可能な限り、今後に対応していきたいと思っておりますので、そのあたりを含め、後日回答させていただければと思います。
議長	他にどなたかいらっしゃいますか。 [質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了 午前１０時１５分]